

教育委員会会議 会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録〔概要〕

令和 8 年 5 月教育委員会会議：定例会

期 日 令和 8 年 5 月 2 0 日（水） 開会 午後 2 時 0 0 分
閉会 午後 3 時 2 0 分

会 場 1 号館 3 階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員

傍 聴 者 0 名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	宮崎由美子
	教育部参事(学務課長事務取扱)	松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱)	山本 健太
	教育総務課長	藤崎 裕之	教育センター所長	塚本 崇
	社会教育課長	舎人 樹央	教育施策推進室長	指簾 尚
	教育総務課施設班長	須藤 克友	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司
事 務 局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	篠永 誉央

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より 3 件報告

教頭会議、第 1 回教科用図書印旛採択地区協議会、学校訪問について。

初めに、4 月 17 日に開催された教頭会議については、教頭の具体的な役割や心構え等について 4 点話した。

1 点目は、校長の学校づくりへの思いや願いを基に立てられた経営方針に基づいて、学校運営、改善をどう進めるのかについて。校長と繰り返し話をし、年度初めにお互いの思いや願いをすり合わせる必要があるということ、思いや願いのすり合わせが創造的な学校運営、改善に欠かせないものとの心得、その上で主任層を適切に指導してほしいということを伝えた。

2 点目は、聞く、見るの先に共感があるということについて。教職員の話をよく聞き、それは心配でしたね、不安ですよ、分かりますというような

共感的な受け止めをしながら、そういうことから同じ方向を見詰めた動きが始まるということ。職員一人一人に目を配り、よく聞き、よく見る時間を大事にしてほしいという話をした。

3点目は、教頭は一人職だが、一人ではないということについて。何事も一人で解決しようとする必要はない。学校には一人しかいない副校長、教頭も地域にはたくさんいるということに併せて、管理職は教職員の前に立っているように見えても、背後に必ず支えてくれる人がいる。その存在に気づき、職員の力が発揮される場を整えることが管理職の仕事であるという話をした。

4点目は、頼まれ事は試され事という意識を持ち、相談した教職員が十分な答えを得られず不安に陥ることのないように、常に寄り添う姿勢を持ちながら的確な指示を与えられるような管理職であってほしいということを伝えた。

次に、5月11日に白井市役所で開催された第1回教科用図書印旛採択地区協議会について。今年は学校教育法附則第9条に基づく採択となり、協議会には柴内委員とともに出席した。今回の会議では、役員の選出、専門調査員の選任に続き、教科用図書採択制度及び選定方法の確認を行い、今後の日程などについて協議した。なお、事務局は、白井市教育委員会が担当した。

最後に、教育長の学校訪問について。新年度がスタートしたので、全小中学校を訪問した。校長先生から、学校概要及び経営説明を受けるとともに、先生方の授業を参観し、各学校の教育活動全体を把握することを目的として実施した。昨日で全校終了したが、校長のリーダーシップの下、自校の課題改善に向けた具体的な取組を進めるための機動的な組織体制づくりや、若手教員を主任層に抜てきするなど、校内組織の活性化を図る取組に注力している学校が多いということが、大変印象に残っている。引き続き、適切な支援に努めてまいりたいと考えている。

② 教科用図書展示について【学務課長】

令和8年度における教科用図書展示について報告する。

千葉県教育委員会の展示会と佐倉市教育委員会の閲覧会が、6月12日から26日まで14日間開催される。場所については、県教育委員会は佐倉中央公民館、佐倉市教育委員会は西志津ふれあいセンターとなっている。

③ 運動会・体育祭の開催日程について【指導課長】

今年度も全ての学校で半日の開催となっている。開催の時期は、5月の開催が20校、6月の開催が4校、9月開催校がなく、10月開催が9校、11月開催が1校となっている。昨今の気温上昇に伴い、各学校が他の学校行事との調整を図り、運動会・体育祭を安全に実施できる時期に配慮している状況がうかがえる。

また、リレー大会を学校ごとに開催する元気アップチャレンジに変更したことにより、10月開催の小学校が増えている。開催の曜日については、中学校が全校で平日による開催、小学校については、17校が土曜日開催、6校が平日による開催となっている。気温の高い日が多くなる情報があるので、開催当日及び練習の段階から熱中症に十分配慮するよう注意を促していく。

④ 一部会小学校陸上競技大会について【指導課長】

一部会小学校陸上競技大会について報告する。

5月13日水曜日、午前中ですが、岩名陸上競技場において、晴天の下、佐倉市、酒々井町の25小学校が参加して盛大に大会が開催された。どの小学校の子どもたちも、自分が出場する競技に全力で取り組むとともに、自校、他校の児童の頑張りにも拍手でたたえる姿が見られた。また、多くの保護者が応援に駆けつけていた。大会を通して大きなけがや事故もなく、無事に実施することができた。各種目で上位に入賞し、一部会の代表となった子どもたちは、6月2日に成田市で行われる印旛郡市の大会に出場する。

⑤ 令和7年度各教育施設利用状況について【社会教育課長】

資料は、令和7年度社会教育施設の利用状況となる。

最初のページ、図書館の貸出冊数について、佐倉図書館を除いてほぼ横ばい、または減少傾向にあるという形で、年間の合計といたしますと微減という形になっている。

また、同ページ、下段の公民館については、令和7年度は6年度と比較すると、貸出件数、人数ともに全館で微増となっている。

続いて、2ページ目、学校開放に関する利用状況について。令和7年度は令和6年度と比較すると、利用団体、利用件数についてはほぼ横ばいであるものの、利用人数が減少している。要因としては、利用団体、利用件数は変わらないものの、野球やサッカーなどを構成している人数が減少していることが要因だというふうに捉えている。

⑥ 市民大学開設状況について【社会教育課長】

市民大学開設状況について報告する。資料、令和8年度市民大学開設状況について。

最初に、中央公民館が主催する4年制の佐倉市民カレッジについては、100人の定員に対し、53人の入学を決定している。入学式は、5月9日土曜日に実施した。なお、在校生は、2年生41人、3年生45人、4年生52人、計191人となる。

次の志津公民館が主催する1年制のしづ市民大学は、運営委員会方式で自主的な学習活動の促進、生涯学習を進めるまちづくりを目指し、今年度は御覧の3つのコースで開設している。3つのコース合計90人の定員に対して、117人の応募があった。定員を超えた応募がある理由については、コースのタイトル、また内容について、毎年見直しをした結果であると捉えている。抽せんの結果、それぞれの定員を決定している。開講式は、今週3コースが一堂に会し開催する。

最後に、根郷公民館が主催する1年制の根郷寿大学は、64人の定員に対し、88人の応募があり、64人が受講者となった。5月15日には開講式、オリエンテーションを実施し、自己紹介や班活動の打合せ等を行った。

⑦ いじめの状況について【指導課長】

4月のいじめの状況について報告する。いじめの認知件数は、小学校が126

件、中学校が 73 件、合計 199 件となっている。今月新たな認知は 68 件となっている。認知件数については、昨年度の 4 月に比較して 35 件の減少となるが、全ての学校から認知件数が上がっている。引き続き、児童生徒への細やかな目配りと初期段階での軽微な事象の認知、早期対応を指導していく。

⑧ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について報告をする。4 月 13 日から 5 月 15 日までの報告となる。インフルエンザが 4 名、溶連菌感染症 14 名、流行性角結膜炎 3 名、水ぼうそうが 16 名、新型コロナウイルス感染症 13 名、伝染性紅斑、りんご病が 1 名、以上、全疾患合計で 51 名の報告があった。4 月の学級閉鎖はないが、年間を通して感染症が発生しているので、対策を実施していく。

また、印旛保健所からの情報として、麻疹の感染者数が 2017 年以降で最多となっている。市内小中学校からの感染情報はないが、感染の状況には注視していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

今お話のようにインフルエンザがほとんど落ち着いた。先週までの統計で、第 20 週、5 月 11 日から 5 月 17 日だが、インフルエンザは定点当たり 0.05 まで下がった。ただ、新型コロナウイルス感染症が 0.5 なので、ちょっと注意が要るかなということで、その前の第 19 週、5 月 4 日から 5 月 10 日で、インフルエンザが 0.27、新型コロナウイルス感染症が 0.36 なので少し増えたのかなと思う。ただし、5 月 4 日からの週は連休があったので、その影響もあるかなと思う。もう一つ前の第 18 週、4 月 27 日から 5 月 3 日は、インフルエンザがやはり同じく 0.27 で、新型コロナウイルス感染症は 1 なので、ちょうどここで流行期と流行でない期と分かれたということだ。

あとは、溶連菌は、先週、第 20 週、5 月 11 日から 5 月 17 日、3.93 あるため、やはり多いかなというところ。それから、感染性胃腸炎は、溶連菌感染より多くて、第 20 週、5 月 11 日から 5 月 17 日の週で 4.14 で、両方ともその前の第 19 週、5 月 4 日から 5 月 10 日が、溶連菌が定点当たり 2.21 だったので、これは増えているのが一つ。それから、感染性胃腸炎が 2.07 から 4.14 なので、これもちょっと増えている。ただ、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症ともに大分落ち着いてきたので、例年これから新型コロナウイルス感染症が増える傾向もあるが、何とも言えないので、もう落ち着いてくれればいいが、引き続き注意をお願いする。インフルエンザに関しては、まず大丈夫だと思う。

それから、はしかの話だが、この管内は今ゼロである。ただし、成田空港があるため、例えば電車使って、麻疹の感染者がもし都心へ向かうとすれば、同じ車両にいた場合は大体うつってしまう。空気感染で物すごく感染力強いので、抗体のない方は大体うつってしまう。誰が感染しているか分からないから注意のしようがないので、ご自分の抗体価を一回調べてみるのも一つの手である。ただ、年齢が高い方は大体自然感染しているし、それから児童生徒で 2 回打っている場合は、大体抗体ができていますので大丈夫。1 回でも大

体 90%以上、抗体ができていないはずなのだが、残りの抗体ができていない児童生徒については、感染の危険はかなりあるだろうと思う。高熱が出たりした場合は、感染症の医療機関、もしくは診療している医療機関があればそのほうがいいのだが、発疹が出たり、それから口の中に白い斑点が出たりした場合は、必ず保健所に連絡してから医療機関を受診するようにしてもらうように。ただ、感染するのは、もう発疹が出る前、発熱の前から感染の危険が出ているので、症状が出てからではもうちょっと遅いということはあるので、周りに麻疹の感染者がいるかどうかだけ気をつけていただくということだ。それから大人の場合は、もう分からなければ抗体検査をしたほうが安全かもしれない。保険が使えないので、自費になる。

それから、あともう一つ、熱中症の危険がある。それで二、三日前から急に暑くなり、暑熱順化、いわゆる熱に対する耐性がまだ十分出来上がっていないので、この時期は結構危ない。5月8日に文部科学省から、学校教育活動等に対する熱中症の注意についての勧告が出て、各都道府県の教育委員会に配付されているはずなので、それも併せて注意をしてほしいと思う。運動会、体育祭が、5月ならまだ大丈夫ということではいろいろ組まれているのだが、これだけ暑くなると、気をつけないと熱中症になってしまうということがあるので、その辺は十分先生方に注意を促しておいてもらえればと思う。

3 議決事項

議案第1号 令和8年度佐倉市6月補正予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、6月補正予算（教育委員会所管分）の総括。今回の補正予算要求額については、歳出予算で9万円の増額となっている。

続いて、内容の説明をする。資料2ページ、9款教育費、1項教育総務費、3目教育研究指導費、5、開かれた学校づくり推進事業の報償費を報酬に付け替え、補正額と合わせて必要額を予算化しようとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 契約の締結について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、契約の締結に係る概要について。佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業における移設費の増額に伴う契約変更である。履行期間の変更はなく、平成31年2月25日から令和14年3月31日まで。

変更理由は、佐倉幼稚園の廃止に伴い、同事業により整備された1階保育室にある空調設備を佐倉中学校及び井野中学校に移設するため。

旧佐倉幼稚園の保育室には、屋内機4台及び屋外機1台が設置され、これら

を次のとおり移設する。まず、佐倉中学校には、職員室へ屋内機 2 台及び屋外機 1 台、会議室へ屋内機 1 台を移設。また、井野中学校には、余裕教室へ屋内機 1 台を移設。

移設先の選定理由は、佐倉中学校については既存の空調設備が更新時期を過ぎており、また近年、複数回の不具合が発生していることから、早期の対応が必要であるため。また、井野中学校については、推計により令和 9 年度から学級数の増加が見込まれ、空調設備が整備された教室数が不足する見込みがあるため。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

変更後が 1,140 万円ほど多くなっているが、変更理由は移設するためということで、室内機、室外機含めて 5 台を移設するのにこれだけかかるのか、1,100 万円も。ちょっとかかり過ぎかなという気がするが。

【教育総務課長】

いわゆる業務用のような空調になるので、それだけ大型のもの、また既設の屋外機に屋内機を設置して調整するなど必要なため、これだけの費用がかかるということでご理解いただければと思う。

【委員 1 名より】

規模的には小さいが、天井につける、いわゆる天カセの空調機をかなりの台数変えたことがあるが、ここまではかかっていない。移設なので、もう機械本体はあるわけで。本体自体を変えたらこのぐらいかかるのかなと理解はするが、動かす工事の費用だけというのは、ちょっとかかり過ぎかなという気がする。しかし、業者はそう説明しているわけか。

【教育総務課長】

業者と当然やり取りをしながら、これだけの費用がかかるということで、予算を要求しているところである。

【委員 1 名より】

教育委員会の中で、それから市役所の施設保全課を含め当然精査はしていると。ちょっと多いかなという印象があり質問したが、特に問題はないということで契約金額が増えていると理解した。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学区審議会委員については、新年度になり公立小中学校の P T A 代表の 2 名の方について、P T A 役員の改選があった。このため 2 名の候補者に対し、学区審議会委員を委嘱させていただきたいものである。

資料 1 ページに、学区審議会委員委嘱候補者名簿を記載してある。委嘱期間については、本日、令和 8 年 5 月 20 日から、前任者の残任期間である令和

9年11月30日までである。

次の2ページに候補者の略歴を記載している。最初に、PTA代表の河野誠氏は、令和5年4月から青菅小学校PTA会長である。2番目のPTA代表の深山茂輝氏は、令和6年4月から佐倉中学校PTA会長である。

なお、次の3ページは、承認いただいた場合の委員一覧となる。ご承認いただいた場合は、次の4ページの委嘱状をもって委嘱をしたいと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学区審議会ということで、条例の第6条では必要に応じて開催ということだが、最近の開催状況はどうか。

【学務課長】

平成27年度以降については、今のところ開催していない。平成26年度に、寺崎北の町名の変更について資料送付で開催した。平成25年度はなしで、その前の平成24年度は2回開催しているが、西ユーカーが丘5丁目から西ユーカーが丘7丁目の学区について開催した。

【委員1名より】

大きな変更がなければ開催していないということで理解した。

【委員1名より】

今と同じ件で寺崎北の関係で、前一回お話ししたことがあると思うが、もともと根郷中をつくった段階で、線路から北側と南側で整理したらどうかという話があった。佐倉中の学区と、根郷中の学区との境目を線路で切ったほうがいいのではないかという意見があったが、もともとは今のよう

に開発されておらず、寺崎北の一部分にしか住民がいなかったのも、そのままの学区にしたが、地域の住民の方から僕の耳に入っている部分では、距離的に佐倉中が圧倒的に近いという声もある。教育委員会が当然こういうことについて考え協議してくださいという諮問をお願いして、協議して答申をもらうという形だと思うが、今後学校改編に併せていろんな話題が出てくると思うので、学区についての住民の声は、ちょっとアンテナを高くしてもらって拾っておくといいかなと思う。毎回何もないという形ではなくて、今後のことを考えてもらい、すぐ諮問するという話ではなくて、そういう情報を集めておいたほうがいいかなと思う。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について

教育センター所長より上程議案の説明

内容：教育支援委員は、障害のある子どもの教育的ニーズに対応した教育の在り方について、相談、助言できる委員であり、本委員会は、幼児、児童生徒の学校生活における学習上または生活上の困難さの有無や程度について確認し、就学や転籍等について協議する組織である。委嘱期間は2年間であり、

令和8年6月1日から令和10年5月31日までとなっている。

それでは、委嘱候補について説明する。1ページ目、令和8年度については、12名の委嘱候補者が推薦されている。そのうち新任の方は5名、再任の方は7名となっている。

続いて、主な委嘱候補者について説明する。番号1番、橋本祐至先生は、小児科医として地域医療に長く携わっておられ、佐倉市立小学校の校医としてのご経験もある。医療の専門的立場からの助言が期待されることから、新任として推薦するものである。

番号2番、古林聖哉先生は、佐倉市立中学校長を歴任され、教育センター所長としてのご経験も有している。学校経営及び児童生徒理解に関する豊富な知見を有しておられることから、新任として推薦するものである。

番号8番、深澤朱美先生は、教育センター指導主事としての勤務経験を経て、現在は白銀小学校教諭としてご活躍されている。特別支援教育に関する実践的な知見を有していることから、新任として推薦している。

番号11番、松木幸恵先生は、保育園園長として乳幼児期からの発達支援に携わっておられる。就学前支援の視点から委員会への助言をいただけるものと考え、新任として推薦している。

番号12番、北見佳代氏は、母子保健課において言語聴覚士として、長年、言葉と発達に関する相談業務を担当されている。専門的な見地から多面的な助言が期待されることから、新任として推薦している。

なお、再任の委員については、これまでの委員会活動において、いずれも専門性の高い適切な助言をいただいております、引き続き委嘱することが適当であると判断している。

以上、いずれの方々もそれぞれの専門分野において豊富な経験と高い見識を有しており、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な助言を賜れるものと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

委員の方々の構成だが、条例の第3条では委員の人数は12名以内と書かれているが、区分の定めはない。ただ、先ほどの議案第2号は規則で人数の定めがある。この違いは何か理由があるのか。それともどこかに規則で書いてあるのか。

それから、専門的な知識が必要だという意味で学校の先生が多いのだろうと思うのが、例えば学区審議会に比べると少し区分のバランスに偏りがあるので理由を教えてください。

【教育センター所長】

まず、1つ目のご質問だが、人数の決まりについては、決まっているものはない。現在このバランスで適切であるというふうには捉えている。しかしながら、ご指摘のように教育職員がやや多いというバランスを考えると、今年度の実施状況に鑑みまして検討の余地はあるのかなと考えている。どれぐらいの人数の割合で委嘱するということにつきましても、所内で検

討したいと考えている。

【委員 1 名より】

この区分の割当てというのは、これは教育センターで決めているのか、それとも教育委員会内、全体で決めているのか。

【教育センター所長】

教育センターの中でこの分担でと決めている。

【委員 1 名より】

そうしたら、ほかの課との情報の共有がなくて、教育センターの中で決めて出てくるということか。

【教育センター所長】

この委嘱に関することについては、どなたを選任するかということについて、学務課、指導課等と連携を図っているところであるが、人数のバランスについては、所内の中で決定している。

【委員 1 名より】

今回は特に問題ないだろうと思うのが、その辺の検討も少ししていただければと思う。

《議決結果》

可決

議案第 5 号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：図書館協議会委員については、令和 9 年 1 月 31 日までで 10 名委嘱しているが、人事異動に伴い、小学校校長先生の充て職の委員のうち 1 名を新たに委嘱しようとするものである。

資料の 1 ページ目は、候補者名簿である。今回新任となるのは濱田素子さんで、任期は前任者の残任期間である令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までとなる。

2 ページ目は候補者略歴である。濱田さんは山王小学校の校長先生である。

3 ページ目は委嘱後の委員一覧、4 ページ目は委嘱状の案となる。

5 ページ目以降は、佐倉図書館の設置及び管理に関する条例、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則を添付している。

補足をすると、山王小学校では、令和 8 年度の学校運営方針の中で、確かな学力の向上のところで読書活動の充実を重点としている。そのため、子どもの読書活動にご理解をいただき、いろいろご助言いただけるものと捉えている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（１）佐倉市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料１ページ。背景であるが、千葉県では、先ほど説明した地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第１項、学校運営協議会の設置及びその役割に基づいて、学校の運営及び当該運営に必要な支援について協議する機関として、保護者や地域住民で構成される学校運営協議会を各学校に設置することにより、地域全体で子どもを育てる体制の構築を推進している。

なお、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼んでいる。こうした千葉県の動向を踏まえて、本市においても、全ての小中学校に学校運営協議会を設置するため、本規則を制定するものである。

対応方針については、本規則は、法第４７条の５に基づき制定することとなるが、２、第１項、委員の定数については、第４７条の５第２項、学校運営協議会の委員に掲げる者のうち１０名以内とした。

第３項、法第４７条５第４項、学校運営に関する基本的な方針の承認、第７項、職員の任用に関する意見及び第１０項諸手続に関する教育委員会の規則の定めについて明記するものである。

２ページ目は規則案である。第１条は趣旨、第２条は設置、第３条は運営方針、第４条は組織、第５条は委員、第６条は守秘義務等、第７条以降は運営協議会の運営などについて、必要な項目を定めている。

なお、本規則制定に当たり意見公募手続、パブリックコメント手続については、佐倉市行政手続条例第４条第３号を所掌事務の範囲、その他の組織について定める規則であることから実施しないこととする。ただ、今後のスケジュールについては、本日ご協議いただいた内容を踏まえ、来月の教育委員会議に議案として提出し、ご承認をいただいた後、令和８年７月より運用を開始する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員１名より】

委員の定数１０人ということで、先ほど議決事項の議案第４号のところで、各区分の人数の定めはどうするのか質問したが、これも同じで規則第５条では、区分は書いてあるが、人数の定めについてはどうするか。

【社会教育課長】

割当てをどうするか、運営協議会の委員の推薦に当たり、各学校に推薦依頼をかけているが、基となるのが、ほとんどの学校が学校評議員をベースにしているところである。対象学校の所在する地域の住民やその保護者等の区分については、ほぼ前学校評議員で出てくるものと考えられる。それ以外に社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員、そのほかの対象学校の運営に資する活動を行う者や対象学校の校長先生、対象学校の教員、事務職員、学識経験、関係機関の職員等をそれ以外の区分と捉えているので、割合は少し変わるところではあるが、地域の住民、保護者が半数、それ以外の行政に携わる者や学校に

携わる者が5名というような認識をしている。

【委員1名より】

そうすると、学区ごとにばらばらになる可能性があるが、それは問題ないと考えていいか。

【社会教育課長】

学校によって児童生徒数がかかなり違うこともあり、あと課題についてもやっぱり捉えているものが違ってくると思うので、課題解決するための委員が、10人に近い学校もあれば、5人以下になる学校も多分出てくるのではないかとこのように捉えている。

【委員1名より】

規則第8条に会議があり、第13条に研修会があるが、それぞれどのくらいの頻度を考えているか。それから、研修会はどのような内容か、まだそこまで検討していないかどうか。

【社会教育課長】

まず、運営協議会の会議については、年3回程度を行ってくださいと学校のほうに示している。1回目は運営方針の承認、2回目は学校内の理解を深めるための見学や研修会等を行う。3回目は、事業評価などについてご議論いただくというようなところを想定している。

研修会については、ほかの先進事例を見る限りだが、令和6年から研修会を校長会などで始めているところだけでも、学校単位で行う研修会を行っても問題はないし、例えば委員である地域学校協働活動推進員を中心にした研修会を行う、やり方は様々である。今後上がってきた委員の様子を見ながら、学校で運営協議会を運営するのにどうしたらいいかと最初は多分悩むと思うので、そこを補うような研修会を開催したいというふうに呼びかけているが、まだちょっと具体的に研修の内容というのはいない。

【委員1名より】

研修会を全体でやるということは、あまり考えられていないか。学校単位ということか。

【社会教育課長】

これも他市の事例であるが、全体でやると希望者が参加する形となり、なかなか人が集まらないというような事例が多いというふうに聞き、全体のそういう会は千葉県で毎年開催しているので、そちらのほうの参加を促すことができるのかなと思っている。それよりは各学校に行政の方、または地域の方が行って、その課題を解決する方法はこういうふうにしたらいいいのではないかと、具体的な課題解決の策を話し合うような研修会にしたほうが良いのではないかなというふうに私としては思っているが、どうなるのかがちょっと読めないところである。ただ、この研修会、開催しないと補助金の対象にならないため、今検討中である。

【委員1名より】

まだこれからということだ。この委員って結構いろいろ権限というか、学校に対して物申すことができるということなので、その人選については結構きっちとしておかないと、後で大変なことになるかもしれないから、その辺も目配

りをしていただければありがたいなと思う。

【社会教育課長】

人選については、運営協議会について佐倉市は千葉県の中でもちょっと遅れているところがあり、他市または千葉県のほうからアドバイスをかなりいただいている。人選に当たり、地域学校協働活動推進員としてやってくださった、例えば支援してくださっている方を中心に構成したほうがいいというアドバイスをいただいているので、その旨は学校に伝えている。ただ、学校のほうでもいろいろ検討する中で、その役割は現在の学校評議員が十分担っていますよという学校も結構ありまして、そこは学校評議員がそのまま上がってくるのではないかというふうに捉えている。

【委員 1 名より】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法と読むケースが多いと思うが、その中でさっき言った委員の任命の関係で、学校で今やっている学校評議員のメンバーを替える、そのまま移行するという考え方もあると思うのだけれども、ただ原則的に言えば、先ほどおっしゃったように地教行法の第 47 条 5 の 2 の中の③、地域学校協働活動推進員、この人が入っていないと、実際の学校管理が有効に働かないというか、そういう意味では、学校現場のほうにきちんと伝えていかなければいけないのではないかなというふうに思う。

それから、この地教行法でコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度そのものが、この前お話ししたように、学校現場が二の足を踏んできた理由の一番大きいのは、運営協議会で、個人の先生方の任用について意見を出されたときに非常に困るという考え方があって、なかなか進まない部分が正直言ってあった。そこで、今回つくる規則の中の 5 ページ目の第 11 条のところに、法第 47 条の 5 の 7 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とするというところで、「学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項。（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号においても同じ）」と書いてある。ここについては、課長どういうふうに捉えているか。

【社会教育課長】

おっしゃるとおり、佐倉市が二の足を一番踏んでいた部分である。特定の教員について意見を教育委員会に言うてしまうというようなことがあるのかどうかというところがやっぱり一番問題だったのだが、他市、千葉県でも基本的にはそういう特定の教員への意見ではなく、この課題、学校の課題を解決するために、こういう人がいないとできないですというような意見をもらうようにしてくださいというご助言をいただいている。なので、学校運営に厳しいご意見ももちろんあっていいのだが、その課題解決のためにこういう人が必要ではないでしょうかというような、援護というか応援をするような意見をいただくようにしていきたいと思っているところである。それがまず 1 点。

最初にご質問いただいた地域学校協働活動推進員については、今回初めてというところがあり、7 月の委嘱では、もしかすると一部、委嘱できない学校もあるのだが、今後会議を進める中で増員をしたいという学校が出てくるかと思う。そこについてはお手間をかけるのだが、また随時教育委員会にお諮りして追加で委嘱しながら、いわゆる実際に活動している方を加えていくことができ

るような形に持っていきたいと思う。

【委員 1 名より】

任用に関する意見について、特定の職員の任用に関する事項を除くと書いてあって、だから特定の個人名を出して、こういう先生を学校から省いてほしいと、そういう意見を取り扱わないという考え方でいいか。

【社会教育課長】

はい。

【委員 1 名より】

協議委員からの意見は尊重しなければならないと地教行法の中に書かれているが、実際の学校現場の小中学校は県費負担教職員が多く、任命権者は県の教育委員会なので、市町村教育委員会は経由して、副申みたいな形でこういう意見が出ましたというのを伝えていく形になる。職員の任用について意見を出したから必ず来年はこういういい先生が来るのですよみたいなふうにとられても困るのかなという部分が心配されるので、その辺を規則だとか地教行法を使って学校現場に説明をしておかないと、後で混乱が生じることになるかなと思う。

もう一個確認したいのは地教行法の第 47 条の 5 の 3、「対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる」と。今のシステムからいえば、学校から原案が出されてくる。校長の意見として、こういうメンバーでどうでしょうかと。教育委員会としては審議した上で、こういう人を任命しましょうというシステムである。場合によっては、教育委員会が提示したものに対して、校長がまた再度意見を言える部分も、この条文からは捉えることができると思うのだが、その辺を地教行法と併せて説明していかないと、校長先生方が、ただ学校評議員会のメンバーをすり替えればいいのかというような安易な考えになる場合もある。なので、そういう説明をするために第 1 回目はきちんとした研修会、校長会なりをやらなければいけないでしょうし学校運営協議会の委員になった方たちを一堂に集めて説明するなどきちんと研修をやっておかないといけないのではないかなと思う。

【社会教育課長】

教職員の任用に関する意見については、先ほど話したとおり、千葉県から地域の特性を生かした教育活動を充実するための職員配置等を校内体制の充実を図る視点から求められるもので、意見の多くは、校長先生の学校経営ビジョンを後押しするものになるように、しっかり進めていくようご助言いただいているところである。第 1 回目の会議については、まだ検討中だが、できるだけ私たち社会教育課の職員が同席させていただきながら、このように進めていってはどうでしょうかというような説明をしていこうかなと思っている。いずれにしても今上がってくる段階では、やっぱり学校評議員をベースにしている学校が多数ある。ただ、そのほかにこれを機にかなり見直している学校もあるので、うまくいった学校、いかなかった学校を含めて、今後私たちも丁寧にやっていこうかなと思っている。

【委員 1 名より】

スケジュールの関係で、今までこの制度を使わないときは、3 月の下旬に校長が企画委員会等で来年の 4 月 1 日からの経営方針、あるいは経営計画を提示

していく。最初の4月1日の職員会議でそれを決定して、職員に下ろしていく。これが始まると、職員会議で決定しても、運営協議会に諮らなければ駄目なのだ、進んでいけない。なので、その辺のスケジュール、3月下旬から4月、その第1週か、子どもたちが来る前までの間のスケジュールを例示していかないと、うまく進まない。校長が替わった学校は、それをうまく進めないといけないと思うので。規則の第9条の「対象学校の経営計画に関する事項」を協議会の中で話し合ってもらうことになると思うので、そういうスケジュール管理についてもきちんと例示してあげるといいのではないかなというふうに思う。

5 教育長閉会宣言